

石巻市営住宅 常時募集について

常時募集とは

「期間を決めて抽選を行う方法」ではなく、「常時、先着順 で申込みを受付ける募集」です。

※予告無く内容を変更する場合があります。

募集する住宅

地区	住宅名	型式	入居可能人数	備考
牡鹿	鮫浦第二復興	2LDK	1人～	
中心	中央第二復興	1LDK	1人～	車いす使用者専用住戸
中心	門脇東復興	2LDK	2人～	車いす使用者専用住戸

R6.3.1 現在

申込みに関する注意点

1. 単身での申込みを検討される場合（下記、①～④いずれかの単身要件に該当する必要があります。）

- ① 満60歳以上の方
 - ② 生活保護を受けている方
 - ③ 配偶者からの暴力被害者の方（裁判所で保護命令を受けた方、婦人相談所保護がある方、保護が5年経過していない方）
 - ④ 障害等のある方
 - (i) 障害のある方…身体障害者手帳（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）、療育手帳（A・B判定）
 - (ii) その他の方…戦傷病者、原子爆弾被爆者、5年未満の引揚者、ハンセン病療養所入所者等
- ※荻浜・雄勝・北上・牡鹿地区の住宅は、上記の単身要件に該当しなくとも申込み可能です。

2. 車いす使用者専用住戸への申込みを検討される場合（下記の要件を満たしている必要があります。）

- ・入居するいずれかの方が、身体障害者手帳の交付を受け、常時車いすを使用していること。
- ※車いす使用者が生活しやすいよう、キッチン・洗面所・浴槽等設備に配慮した専用住戸です。

3. ペット共生住宅について

復興住宅の一部団地では、東日本大震災による入居世帯がペットと生活している住宅があります。犬や猫などのアレルギーをお持ちの方はご注意ください。

※なお、今回の募集で入居される方は、ペットの飼育はできません。

裏面(申込方法・入居についての注意点)もあわせてご覧ください 

申込方法

1. 申込受付（郵送での受付はいたしません。）

- (1) 宮城県住宅供給公社東部支社の窓口で申込書に必要事項を記入のうえ申込みしていただきます。
(市役所住宅課等では受付できません)
- (2) 受付は、年末年始を除く平日の午前9時30分～午後4時までになります。

2. 申込要件

- (1) 現在、住宅に困っていること。
- (2) 市町村民税、固定資産税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- (3) 同居する親族がいること（ただし、募集住宅によっては単身での入居可能。）
- (4) 入居者及び同居予定親族が暴力団員ではないこと。
- (5) 月額所得が15万8千円以下（裁量階層は21万4千円以下）であること。
- (6) その他、特別な事情がある場合には、申込要件に該当しない場合があります。
(例：持ち家を所有している、不自然な世帯分離、別居など)

入居についての注意点

1. 入居契約について

- (1) 入居までに、入居資格確認及び入居契約が必要になるため、1か月～3か月程度日数を要しますので、あらかじめご確認ください。
- (2) **連帯保証人（所得のある方）が1名必要です。**
- (3) 単身入居の場合は、身元引受者が必要となります。
- (4) 敷金（家賃の3か月分）と入居月の日割家賃の納入が必要です。契約締結時に敷金・日割家賃の領収書の写しが必要となります。（家賃は世帯全員の所得で決まります。）
- (5) 駐車場をご契約される場合、駐車場保証金等（駐車場代の3か月）と使用開始月の日割使用料の納入が必要です。契約締結時に保証金・日割使用料の領収書の写しが必要となります。
(ただし、募集住宅によっては、駐車場の契約は不要です。)

**※会社が指定する入居可能日を変更することはできませんのでご了承ください。
入居可能日から7日以内に入居をしていただきます。**

宮城県住宅供給公社

東部支社 0225-85-0296（募集班） 年末年始を除く平日のみ
宮城県石巻市東中里一丁目11番2号 受付時間9:30～16:00